

VII 国際統一商品分類について

関税協力理事会（略称CCC；注参照）は、1973年より税関、運輸、統計等世界の貿易関係者が共通して使用できる多目的な総合分類体系の開発に取り組んできたが、作業も完成に近づき、各国ともその受入れ準備を進めている。

この分類体系は、「国際統一商品分類（Harmonized Commodity Description and Coding System）」（略称、統一システム）と称され、関税率表、輸出入統計品目表等現存する種々の商品分類体系に共通の枠をはめ一本化することにより国際貿易における貨物の移動に伴う費用を軽減し、もって国際貿易の容易化に資することを狙っている。なお、この新しい品目表開発の背景には、主要国間の関税率表の統一を図り、通商及び関税交渉の容易化に資するとの狙いがあつたことも否定できない。

現在、関税上の品目分類表としては、国際的な統一を図るものとして関税協力理事会（CCC）の作成した通称CCCN（関税協力理事会品目表）という国際条約（CCCN条約）に基づく品目分類表があり、条約加盟国50カ国及び非加盟国

100カ国、計150カ国がこれを使用しているが、主要国中、米国及びカナダがこれを採用せず独自の品目表を採用している。このように、主要国間に相異なる関税上の分類表が存在することは、国際レベルでの物品の比較対照を困難にし、ひいては通商及び関税交渉の障害になるとの見地から真に世界的に共通な品目表の作成が要望されていた。統一システムの構想は、真に国際的な関税率表の達成に、絶好な機会を与えることとなつた。

1. 統一システムの概要

統一システムは、関税率表、統計品目表といった個別的目的を持つ分類体系と異なり、多目的の総合的商品分類体系を目指しているという点で画期的なものがあるが、その開発にあたっては、特に次の効果が期待された。

①国際貿易における貨物の移動に伴う費用の軽減

（関税協力理事会の調査によると、国際貿易商品がその移動の経路で、17回にも及び種々の分類体系に分類変更

されたケースがあり、貨物移動に関し軽減し得る経費の総額は世界的にみて膨大なものになるという。)

- ②貿易書式の標準化及び貿易情報の自動伝達の容易化
- ③国際貿易統計の収集、比較及び分析の容易化
- ④通商及び関税交渉の容易化

統一システムの開発は、関税協力理事会に統一システム委員会を設置して行われたが、この作業にはCCCN条約加盟国のほか、米国、カナダ及びGATTを始めとする多数の国際機関が参加した。

システムは、現行CCCNの4桁分類を骨格としてこれを細分するという方法で組み立てられた。

現行のCCCNでは、貿易商品を1011のグループに整理分類し、各々のグループに4桁の数字を付し、コード化を図っている。例えば、医薬品は30.03という4桁の数字で固定される。開発作業は、この4桁分類のグループをさらに細分し、これに5桁又は6桁のコードを張りつけるという形で進められた。例えば、現行CCCNの30.03号の医薬品は、統一システムではいくつかの細分類に分割されているが、このうち、インシュリン製剤は、3003.31という6桁のコードで固定されている。

なお、5、6桁細分の設定にあたっては、新分類体系が一地域に偏したものにならないよう、国連統計局編集の標準国際貿易分類表(SITC)を始めとし、次に掲げる品目表が基礎資料として利用された。

ラテンアメリカ自由貿易連合関税率表
日本実行関税率表及び日本輸出統計品目表
カナダ関税率表及びカナダ輸入商品分類表
米国関税率表(TSUSA)及び米国輸出統計表
欧州共同体貿易統計表(NIMEXE)
国際鉄道連合標準商品表(UICNUM)
世界航空貨物分類表(WACCC)
西インド・大西洋横断航路協会運賃率表(WIFT)
標準輸送商品コード(STCC)
経済相互協助理事会の貿易標準分類表(SFTC)

開発にあたってはまた同時に、CCCNについても抜本的な見直しが行われた。

CCCNは、1959年に実施されて以来、4桁分類について若干の修正が加えられてきたが、4桁分類の統廃合、新設というようなCCCNの基本的構造に触れるような改正は殆んど行われていなかった。

しかしながら、戦前のジュネーブ関税率表を引継いで戦後間もなく作成されたCCCNの分類体系は、20年以上経過した今日、必ずしも貿易の実体を適格に反映したものとはいえず、例えば、02.03号の家きんの肝臓、15.14号の鯨ろう、96.04号の羽毛製のダスター等現在ほとんど国際貿易がないものが数多く見られ、統一システムでは、かなりの現行4桁分類が廃止された。反面、26.01号の金属鉱、39.01又は39.02号の合成樹脂、39.06号の合成樹脂等の製品、48.01号の紙及び板紙、73.15号の合金鋼の棒、帯、板、形鋼、線等

のように、多数の新設の4桁分類に分割されたものも数しれない。さらに、木材及びその製品、紡織用繊維製品等のように分類体系に大きな変更をきたしたものもある。

このように、統一システムの開発は、現行CCCN4桁分類の抜本的な改正及び5、6桁細分へ分割という形で進められたが、その結果、品目数は4桁単位で1241となり、現行CCCNの1011に比べ200以上増加し、また、5、6桁細分を含めた品目の総数は5,000を越えるという、国際的な分類体系としては今までに類のない、大規模な分類体系となつている。

2. 実施上の問題点

統一システムは一応1985年1月1日実施を目標としているが、その実施方法につき、公式及び非公式の場合において幾多の検討を重ねてきたにもかかわらず、現在までの所、(1)システムは現行のCCCNに代わる新しい条約として発効させる。(2)先進国については部分採用を認めない、との大筋について一応の合意が得られたにすぎず、細分にわたり結論が得られるまでにはなお幾多の余曲折が予想され、目標どおり実施に移せるかどうか微妙な情勢にある。以下、実施に伴う諸問題につきその概要を紹介する。

(1) 統一システムの法的性格

実施に伴う第一の問題は、統一システムを現行CCCN条約にとつて代わる新しい条約として発効させるか、又は4桁分類については現行CCCN条約の改正、5、6桁細分については関税協力理事会の勧告として実施するのか、との点にある。

この問題については、当初の討議では、5、6桁細分は勧告として実施すべしとの意見が大勢を占めていた。それは、統一システムが極めて詳細な品目表であることから、条約としてその採用を義務付けることをちゅうちよする国が多かったことによる。勿論、その背景には、CCCN加盟国の間に現行CCCNに対し強い愛着があつたことも否定できない。しかし、81年来、米国が勧告では実施に参加できないとし強く反対したため現在大勢は新条約に傾いている。

米国は、昨年来、統一システムのベネフィットは、少なくとも主要先進国が自国の関税率表及び統計品目表にシステムを完全採用しなければ享受し得ないとし、そのためには条約の形でその採用を義務付ける必要があると繰り返し主張してきた。勧告によつたのではシステムのハーモニゼーションが保証されないというのが表向きの理由であるが、その背景には、新条約によらなければ米国議会の承認を得るのが極めて困難であるという国内事情がある。

現行のCCCNのは世界の150か国に採用されているというものの、米国はこれを採用せず、独自の関税率表を使用している。このため、ガット等の場において、米国の関税率表は非関税障壁であるとし、米国に対しCCCN条約への加入を要請した経緯がある。米国政府自身もCCCN条約への加入を考えたことがあるが、米国議会の承認が得られず現在

に至っている。

ヨーロッパ共同体（ＥＣ）は、米国のこのような国内事情を承知しており、統一システムを真に国際的な分類体系としたいとの願望から、新条約による実施を支持した。我が国も、国際協調の精神にのっとり、関税率表への完全採用を義務付けないことを条件に、新条約に賛成した。なお、開発途上国は、開発途上国に対する特別措置が保証されるまでは本件についてはコミットできないとの強い態度を示している。

(2) 2条約併存

統一システムを新条約として実施する場合、ＣＣＣＮ条約から新条約への移行を如何に円滑に行うかとの問題がある。

ＣＣＣＮ条約は無期限の条約で、すべての加盟国が脱退の意思表示をしない限り存続することになる。しかも、加盟国の大半が開発途上国であることを考えると、少なくとも過渡期間中新旧両条約併存は避けられないものと思われる。

2条約併存は、例えば同一の4桁分類が両条約のもとで異なる解釈が与えられたり、事務の重複等を招くおそれがあり、好ましい状態ではない。統一システムの構想が、期待通り実現し得るかどうかは、新条約への移行がスムーズに行われるかどうかにかかっているといたっても過言でない。

本件については、現在までの所、過渡期間中は共同の委員会を開催する、新条約文中に新条約への移行を促進する暫定条項を設ける等の案が提出されているにすぎず、いまだ確固たる対応策を確立するに至っていない。

(3) 関税率表への完全採用

第三の問題は、統一システムは4桁分類及び5、6桁細分を含め関税率表への完全採用を義務付けるべきか、又は5、6桁細分については実務上通関の際に使用する実務便覧としての統合関税・統計品目表への義務付けでことたりるのかという点である。

現在、多くの国において、関税率表は単に国会承認用の品目表として使用され、実務上は関税率表と統計品目表とを統合した品目表が使用されている。もともと統一システムは国際貿易の容易化を目指しているのであるから、実務便覧としての統合表への採用を義務付ければ十分であり、関税率表への採用を強制する必要はないのではないのかというのが議論の発端である。

我が国は、次の理由から統一システムの4桁分類は関税率表に採用するが、その細分については前記統合表への採用にとどめるべしと主張してきた。

① 統一システムを我が国の関税率表に完全採用すると税目数は4倍以上（現行2,800台の税目数が約11,000になるものと見込まれる。）に激増し関税率表は複雑膨大なものとなり通関事務が煩さとなる。

② これを避けるためには税率調整による税表の簡素化が必要となるが、税率調整は国内的にも国際的にも極めて困難でかつ時間のかかる作業であり、統一システムの実施を遅らせる。

これに対して米国は、当初、主要国が統一システムを関税

率表に完全採用することをコミットしないかぎり議事を説得しがたいとして我が国に譲歩をせまってきた。しかし、その後我が国提案の現実性が理解され、最近、統合表の利用に理解を示すようになってきている。また、ＥＣ、北欧諸国も当初は米国提案を支持していたが、現在では統合表への完全採用でことたりるとの立場をとっている。しかしながら、国内細分の枠組のなかに統一細分を組入れるべしとするわが方の提案については、いずれの国も統一システムのハーモニゼーションを阻害するとして反対している。

(4) 部分採用

米国、ＥＣは、従来より、少なくとも先進国に対しては部分採用を認めるべきではないとの厳しい態度をとってきた。一国について見れば部分採用の対象となる品目はごく限られていようが、グローバルに見た場合統一システムのハーモニゼーションが大きく阻害される、というのがその主張である。

これに対して、オーストリア、フィンランド等の貿易小国は、先進国についてもある程度の部分採用を許すべきであると繰り返し主張してきた。例えば、統一システムでは90種類にも及ぶ魚を特掲しているが、オーストリアのように周辺をすべて陸地で囲まれている国ではそのような詳細な分類を必要としない。また、企業によつては一国一メーカーというケースが多く5,000を超える品目の特掲は企業機密の漏えいを招くおそれがある、というのがその主張の根拠である。

しかし、議論も大詰めをむかえ、先進国については、企業又は国家機密の漏えいを招くおそれがある場合を除き、部分採用を認めないとの一応の合意を見ている。

開発途上国に対する部分採用については、無条件にこれを認めるべしとする開発途上国と一定の基準を設けその基準を満たした場合にのみ認めるべきであるとする米国とが対立している。米国主張の背景には、米国の対開発途上国の貿易比率が25%に達しているとの事情がある。本件については、ＥＣ等より妥協案も出されており、今後優先課題として検討することになっている。

(5) ＥＣの投票権問題

これは、将来統一システムを管理する統一システム委員会において、ＥＣの投票権を1票に抑えるべきか、又はＥＣメンバー国にそれぞれ1票ずつ与えるべきかという問題である。

米国は、統一システムの開発過程において、たびたびＥＣのブロック投票に悩まされて来たことから、将来の委員会ではＥＣの投票権を1票に抑えるべきであるとし、10票を主張するＥＣと対立している。

しかし、ＥＣは、最近その態度を軟化させて、コミッションとしては他の問題とのパッケージデールとして最終的には米国に譲歩するもやむを得ないと考えており、メンバー国の説得にあたっている。

(6) 新条約と理事会との関係

現在の統一システム委員会は、ＣＣＣのもとに設立されているが、米国は新しい条約のもとでは、統一システム委員会

は理事会の監督から切り離し独立な機関とすべきであると主張し、現在と同様CCCの監督下に置くべきであるとする他の国と対立し、孤立している。

米国の主張の背景には、たとえ統一システム委員会においてECの投票権を1票に抑えても理事会ではECのメンバー国がそれぞれ1票を持っているので委員会での決定が理事会でくつがえされるおそれがあるとの問題意識がある。

これに対し、他の国は、品目表の管理は理事会の最も重要な活動の一つであり、これをCCCの監督からはずすことに

なると理事会そのものの存立基盤が揺らぐとして米の主張に反対している。

(注)

関税協力理事会 (Customs Co-operation Council) とは、関税制度の統一ないし調和を図るとともに関税手続や関税法制の改善を図るため昭和27年に設立された国際機関でその本部はブラッセルにある。我が国は昭和39年に加盟した。現在加盟国は93である。

(関税局関税調査室)